
日本海洋政策学会誌

第8号

(2018年11月)

創立10周年記念号



日本海洋政策学会

- 会長** 奥脇 直也 / 東京大学 (名誉教授)
- 副会長** 寺島 紘士 / 笹川平和財団 海洋政策研究所
山形 俊男 / 海洋研究開発機構
來生 新 / 放送大学
- 理事** 植松 光夫 / 東京大学
大塚 夏彦 / 北海道大学
兼原 敦子 / 上智大学
河野 真理子 / 早稲田大学
坂元 茂樹 / 同志社大学
佐藤 慎司 / 東京大学
佐藤 徹 / 東京大学
柴山 知也 / 早稲田大学
杉本 正彦 / エヌ・ティー・ティー・データ
竹内 俊郎 / 東京海洋大学
塚本 勝巳 / 日本大学
中原 裕幸 / 横浜国立大学
日比谷 紀之 / 東京大学
松田 裕之 / 横浜国立大学
道田 豊 / 東京大学
- 監事** 岡本 信明 / トキワ松学園
山下 東子 / 大東文化大学
- 顧問** 栗林 忠男 / 日本海事センター
小宮山 宏 / 三菱総合研究所
秋山 昌廣 / 秋山アソシエイツ
小池 勲夫 / いであ
- 常設委員会** 総務委員会 (委員長 中原 裕幸)
財務委員会 (委員長 大塚 夏彦)
学術委員会 (委員長 坂元 茂樹)
編集委員会 (委員長 兼原 敦子)
広報委員会 (委員長 柴山 知也)
- 事務局** 事務局長 中原 裕幸
事務局次長 道田 豊

— 目 次 —

■ 巻頭言

- ◇海洋の未来秩序と第三期海洋基本計画 4
奥脇 直也

■ 祝辞

- 小宮山 宏 9
武見 敬三 10
羽尾 一郎 11
宮原 耕治 12
來生 新 13

■ 招待論文

- ◇「海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律案」の紹介、
その意義と展望の検討 14
來生 新

■ 論文

- ◇大陸棚境界画定紛争の解決における大陸棚資源開発権の意義 29
大河内 美香
◇持続可能な開発目標 14 (海洋) 達成に向けた施策に関する国際動向と主要国における
施策実施状況の比較分析—日仏米を例として— 49
藤井 麻衣、前川 美湖、樋口 恵佳

■ 研究ノート

- ◇洋上風力発電、放置艇対策等の推進に資する海域管理法令の整備の現状と課題について 71
諏訪 達郎
◇有事における海上貿易交通に関する一考察—用船契約と海上保険の観点から— 82
吉野 慎剛

■ 第9回年次大会概要 94

■ 編集委員会より 96

- ◇編集後記
兼原 敦子

海洋の未来秩序と第三期海洋基本計画

Foreword: Future Order of Ocean and The Third Basic Plan on Ocean Policy

奥脇 直也¹

Naoya Okuwaki

海洋ガバナンス

国連海洋法条約（海洋法条約）は「海の憲法」ともいわれるように、いわば海洋の未来秩序の青写真をも提示したものである。現に海洋法条約では、既存の海域制度に加えて、排他的経済水域（EEZ）や深海底（DSB）といった海域制度が導入されて、海域全てが海洋法で規律されるようになった。それとともに、海洋環境の保護及び保全、海洋科学調査、海洋紛争解決についても新たな法制度が創設された。ただそれだけに条約規定の内容には、締結後の国家実行や国際組織の討議を通じて順次その規律の内容の詳細を確定していく必要のある事項も多い。特にEEZに関する規定には、将来の新たな海域利用の発展に備えて予め条約で規定していない事項（未帰属の権限）があり得ることを予定した規定が設けられている。また資源開発を主として規律するEEZ制度については公海自由と沿岸国の主権的権利の調整も未確定な部分を残す。さらに海域は一体的なものであるから、海域を人為的に区分することが新たな問題も発生させる。公海とEEZに跨る責任ある漁業（IUU漁業の規制）、深海底開発の環境影響評価基準と沿岸海域の環境規制、国家管轄権外の生物多様性（BBNJ）などをめぐる問題もある。

海洋法条約は「海洋の諸問題が相互に密接な関連を有し及び全体として検討される必要があることを認識」（前文）するとされており、そこにも海洋問題の相互関連性が述べられており、それらを適切に解決していくためには単に海洋法条約の規定を機械的に適用すれば済むというものではない。条約の海域別の枠組みを尊重しつつ、海洋問題を全体として調和的に解決するような新たな規律を追加していく必要もある。同時に、海洋にはすでに既存の利害関係者（stakeholder）が存在するから、それら利用者の利害を勘案しつつ、合意の形成を通じて、条約に新たな具体的な内容を創設していくことも期待されている。つまり各規律分野の知識を集約し、合意形成において海洋法条約を上手く使っていくことが要請されているのである。「海洋ガバナンス」という概念はこのようにして海洋法条約が実効化されていく過程のことを指すのであろう。

海洋法条約の締結にともない海洋研究においてもその総合化ということが言われるようになる。分野横断的な研究教育組織として海洋アライアンスが東京大学に設置され、海洋基本法によって省庁横断的な政策決定の責任を担う総合海洋政策本部が立ち上げられた。産学官政を結ぶ日本海洋政策学会（その前身である海洋政策研究会）が創設されたのもほぼ同時である。同学会は総合海洋政策本部の参与会議にも多くの参与員を送り出してきた。その意味で海洋政策学会にとって「海洋の総合的管理」が当然の前提となる。海洋の総合的管理こそが海洋政策学の基盤であるともいえる。

総合的海洋管理のもう一つの必要を促したのは、いわゆる地球的問題群（global issues）の噴出である。それは総合的な政策的対応への関心を喚起する。海洋環境についても、地球温暖化に伴う海面上昇・生態系の破壊・生物資源の減少などへ関心が大きく移動した。それら問題には、複雑に絡み合う多様な原因の発見と提案される対策の二律背反関係（trade off）の理解、そしてその対策の実施にお

¹ 東京大学名誉教授／Professor Emeritus, The University of Tokyo

ける慎重さと調整能力が必要となる。「知る・護る・利用する」を総合することである。これは言うは易く、行うに難い問題である。海洋を知るといっても最先端の科学的知識は高度に専門的で専門分野以外の人と共有するためにはとんでもない労力を要する。科学の専門知識を適正に解釈し、一般人に伝達する作業である。海洋法条約の漁業資源の保護及び保全の基礎をなす「最大の持続的生産（MSY）」も資源の原初的状態の回復の基準ではないし、それ自体客観的な基準ではなく、資源量の長期変動（regime shift）や生態系の順応型管理（adaptive management）など新たな科学的手法の発展に応じて変更される。海洋法条約の「最適生産（optimum yield）」の概念にはすでに資源利用の社会経済的要素が組み込まれている。「護る」ということも最近の科学では、目に見える船舶起因・陸起因の汚染のみではなく、深く静かにかつ着実に進行する地球温暖化や酸性化などが注目され、それがもたらす珊瑚礁の白化（死滅）、生態系の変動・多様性の劣化、漁獲資源の大きな変化が生じる。人間は温暖化による大規模台風災害や集中豪雨から直接の被害を受けて初めて、深刻な地球環境の変化に気づく。もっとも「護る」措置が管理を伴わない場合には、却って海域の他の「利用」を阻害する場合もある。海産哺乳類の生態系に人間が関与したのちは、種の保存には人間の持続的かつ適正な管理が必要とされ、そのためには必要な調査とデータの継続的収集が必要となる。そうした管理がなされない保護は、増えすぎた鯨類間の競争を引き起こす懸念がある。EEZの適切な管理に失敗した沿岸国が、境界未画定であることを理由に他国の管理水域で無秩序な漁業をしたり、公海漁業を理由に大挙して沖合に押しかけたりして無責任な漁獲を行う例もある。無報告漁業は科学的根拠をもった責任ある漁業を阻害する。漁獲を禁止された保護区では、周辺海域が優良な漁場となってしまう。クリーム・スキミングが生じ、「護る」努力が無為にされる。またすでに利害関係者がいる海域資源の利用と、単純な「保護」との調整を合意によって図ることは大変に難しい。かつてグロティウスは公海自由を広大な海域の管理不能性と資源の無尽蔵性によって基礎づけた。しかし現代の海域利用の技術革新はそのような悠長な前提を覆しているのである。

法の支配

既に述べたように、海洋法条約は海域制度によって国家の管轄区分を棲み分けているが、海洋は人為の海域区分を超えた一体性を持ち、人間の活動も海域を越えて広がるため、人間の海域利用の変化・発展とともに新たに調整を要する問題が発生する。この調整問題を海域区分だけで解消することは不可能である。一方で海洋法条約の海域区分の枠組みを調整の出発点としては尊重しつつ、他方でそれに厳格に拘ることなく、海の秩序の再構築、海の富の衡平な利用という観点から、合意を通じて柔軟な国際協力の体制を整える必要がある。立法的な知恵を出さなければ、海洋秩序の安定が図れない場合も生じるのである。そうした新たな解決に合意できないときには、国家は法の枠組に固執して態度を硬化させるか、逆にそれをあからさまに無視するかのいずれかの立場を取りかねない。紛争の性質上そうした知恵が発揮しにくい領域帰属や境界画定をめぐる紛争は膠着しがちとなり、さらに状況を悪化させる。国際法はしばしばそうした矛盾対立と悪循環を内包する。海洋法はそうした対立を内包させながらも、海域区分を超えた課題を解決して安定した海洋秩序を構築する宿命を負っている。

海洋における「法の支配」とは国際法的枠組みに従って国家が諸国の共通の目的を達成するためにその管轄する活動について確実に法に準拠した活動を確保することである。責任ある漁業の実現、海上犯罪の取り締まり、海上テロリズムの防止、遭難・救助などである。しかし国家間における「法の支配」においては、国内法秩序の類推で直ちに紛争の裁判による解決を想起するのは適切ではない。国際法では司法による紛争の最終的解決が制度的に担保されているわけではない。また国内の立法府に相当するも

のが存在しないから立法的な正義の実現も担保されていない。要するに外交による合意の模索が国際的正義の実現の基本である。

成熟した市民社会においては、国内法のレベルでも、急速な社会の変化に立法が追いつかない場合や一般法の枠組みの中で関係当事者が具体的義務の内容を補完することを要請される場合、国家によって強制されない規範としてのソフト・ローとか代替的紛争解決手続（ADR）が重視されるようになってくる。海洋法は、まさにソフト・ローによる部分が多く、また国際裁判がしばしば司法立法の機能に踏み込む場合すら見受けられる。UNCLOSは基本的に裁判による紛争解決を図っているが、国家間での調整が着きそうもないような問題は裁判から外し、または外すことが出来るようにしている。例えばEEZの可能漁獲量や自国の漁獲能力の決定やEEZでの科学調査で沿岸国が裁量によって同意を与えなくてよい事項をめぐる紛争は裁判付託義務を負わないのである。

国際社会における「法の支配」は、外交による合意形成努力をスキップする場合には、法の硬直的機能を強調して形式的な紛争解決を導くが、結局、その結果としての判決は訴訟当事国のいずれが受け入れず、判決の実現が困難となって裁判そのものの権威を貶めることになりかねない。つまり当事国の合意を阻害することを通じて海洋の安定的秩序の形成を難しくすることが多い。

結局、「法の支配」とは、外交交渉において常に法概念を用いて保護すべき自国の利益を表示すること、自国の法的立場の透明性と一貫性を継続的に説明することを最小限の要請として含む、利益保護の立場の妥協と新たな合意形成による不断の国際秩序形成の過程として理解する必要がある。合意形成が出来ずに裁判が行われる場合でも、裁判判決はその合意形成の過程における紛争当事国による法的概念を用いた議論の記録として有意義なのであり、敗訴国に判決内容を遵守すべきことを強制できるから意味があるわけではない。また判決が確定した法概念は、その判決が裁いた紛争に固有のものであって、当然に他の類似の紛争に自明のものとして適用可能とされるわけでもない。国際紛争は個性的であり一回性に強く彩られる。

総合的な海洋の安全保障

第三次海洋基本計画では政策のキャッチフレーズとして「新たな海洋立国への挑戦」を掲げているが、同時に特徴的なことは「総合的な海洋の安全保障」を基本計画の中心に据えたことである。第三期の総合海洋政策参与会議は海洋産業、海洋環境、海洋人材育成など3つのPTとは別に、海洋安全保障小委員会を設置していた。なぜPTとは別に小委員会という形をとったのかは必ずしも明らかではないが、それが少なくとも、海洋基本法の制定以後の10年間で、日本海・東シナ海・南シナ海やソマリア海賊など海洋の安全保障情勢が一段と厳しくなったこと、日本周辺海域での外国漁船の違法漁業や無規制漁業による被害の拡大・水揚げの激減や海上犯罪や海上災害の増加などの事情があり、国民の関心も高まっていたためでもあることは容易に想像できる。それゆえ、日本の海洋政策が安保中心の内向き志向に転じたことを危ぶむ声もある。つまり日本は四囲を海に守られてきたという受け身の発想、神風発想である。しかしこの基本計画の全体を見ればわかるように、そこにいう「海洋の安全保障」の概念はまさに総合的な概念であり、この概念がすべての海洋政策、さらには国家政策に通底する政策の基本概念として提起されているのである。四囲を海であることを最大限に利用して人類社会に貢献することが我が国将来の持続的発展につながることを目指す、それが「海洋立国」への挑戦ということであろう。

これまで国際関係論でしばしば使われてきた「人間の安全保障」はしばしば国家の安全保障と対置させられてきた。これに対して、海洋の安全保障の概念は、政策過程が国家安全保障の中核に近づくほど

に国家の軍事的安全保障と一体化するが、海洋基本計画ではこの部分は軍事的機微に関わる問題として対象として取り上げられていない。むしろ海洋基本法のなかでの概念の外延を確定して、そこに含まれる個別の海洋政策の射程、相互関連性、実施の優先順位などを総合的に判断する基準を提供しようとするものである。それを「海洋の安全保障」の概念で総合したのは、まさに陸域と異なる海域の特殊性からなのであろう。海域が接続一体性を成すのと同様に、今や、海域と陸域も隣接一体である。かつて陸上の人間生活から生じた問題は、海域に垂れ流されて処理され、解消された。自然の浄化能力などと呼ばれたものである。それが1970年代初頭以後の長距離大気汚染による酸性雨と森林破壊や河川排水から生じた水俣病、タンカー事故からの大規模海洋汚染、さらにはオゾン層破壊や気候変動などの地球環境問題など、「かけがえのない地球」(Only One Earth)は認識を一変させた。ただこうした認識の変化に対応した対策が直ちに着手されたわけではない。海洋についてみれば、船舶起因汚染に関する対応は船舶の構造基準、配乗基準、設備基準の改定、賠償制度などがIMOなどを通じて策定されたが、海洋汚染の大部分の原因である陸起因汚染については手つかずの状態である。陸起因汚染の海からの規制は、結局、陸域における人間の生活様式の変更や規制を伴わざるを得ず、陸域における国家の国内統治の裁量に関わるからである。農薬がメコン川河口の珊瑚を死滅させても上流の米作の農薬規制を行うことには困難が伴う。海ごみや化粧品を原因とするマイクロプラスチックについても同様である。原因から結果に至る因果関係についての科学的知見を明らかにし、その知見を共有化していく努力が必要となる。そして海洋はまさにそうした各国の政策的対応の裁量に委ねて様子見を決め込んでいる時間的余裕がない分野なのである。日本がその先頭に立つことは、ひいては日本の安全を最も高く保障することになるということであろう。

第三次海洋基本計画で述べられている「総合的な海洋の安全保障」の強化に貢献する基層のうち、その基盤となる優先的施策として掲げられている海洋状況把握(MDA)体制の確立という目標は、概念の中核に近づけばリアルタイムな軍事情報の関係部局間での共有とか伝達などが中心となり、逆に情報の対外秘匿性の限度の問題が含まれる。MDAが最初に構想されたアメリカではまさにそうした軍事的な意味で用いられていた。しかしながら基本計画のMDAは海洋学的な情報・データをも取り込んだ広い概念でもある。それらデータは必要になった時にいつでも取り出せるような形で継続的に蓄積され、問題の経年変化をデータによって裏付けられるよう準備しておく必要性に支えられる概念である。また同じく優先的な課題とされる国境離島の保全・管理も、単に国境管理や離島の陸土防衛ということにとどまらず、離島住民の医療・教育・交通などの面での生活確保を通じて、周辺海域の変化の観察・迅速な通報などによって安全保障の確保につながるとともに、周辺海域の漁場の整備・環境保護、国民の海洋教育の場の提供、さらに遭難救助や海洋を通じた外国との交流の拠点など、多様な目的につながるものとされている。

海洋政策学

そうした意味で第三期海洋基本計画の背景にある思想は、わが海洋政策学会に根本的な問題を突き付けているように思われる。日本海洋政策学会は、学会の設立当初から、「海洋政策学」とは何かという学会のアイデンティティを問われてきた。しかしその問いへの「これだ!」という答えはまだない。学問分野毎の専門性に立脚して発展してきた近代「科」学にとっては、「海洋政策学」にディシプリンがないということは本来ありえない。しかし学会にとって、それはせいぜい「海洋政策」を対象とする学問という意味しか持っていなかった。しかもその対象とする方法は専門性を根拠に吟味・批判し、海洋政策を基礎づける科学的知見を政策決定過程に提供し、あるいはその法的枠組みを設定するなどにとどまり、海洋政策の

総合性をどのように構築するかについては、その方法を模索し続けてきたにとどまる。にもかかわらず海洋に関心をもつ人達がなぜこの学会に集まってきたのだろうか？海洋法条約、海洋基本法、海洋基本計画などの海洋に関する大きな流れがそれを加速したことはない。東京大学アライアンスは、海洋を対象とする研究者が250人もいたのに、その人たちの間で何らの交流もないのは変だろうという声に支えられて創設された。だから固有の学生はいなかった。大学の研究組織としてはありえない分野横断的な研究教育組織を目指したからである。当時、海洋関係の研究者養成に苦勞してきたことも背景にある。

しかし専門に分化しそれぞれの分野に引きこもって最先端の研究を遂行していた人たちが、共通の課題について議論を交換し、どこが変であるかを自分の領域の科学的常識の中から指摘し合うことは、存外、大きな意味を持ち、知らないうちに学問の政策学としての総合性を育ててきているように思われる。その意味で、第三期海洋基本計画が海洋政策の基本に位置づけた「総合的な海洋の安全保障」という概念を、海洋政策学会での議論において、常に、想起し続けることが重要であろう。海洋基本計画の「総合的な海洋の安全保障」は決して独善的な海洋権益の保護を主張するものではない。むしろ国際協調を通じて公正なルールに基づいて開かれ安定した海洋を維持することによって、間接的・迂回的にわが国にとって好ましい情勢や環境を能動的に作り出すことを目指している。海洋の豊かさや潜在力の最大限の利活用による国力を持続的に維持することも、豊かな海を子孫に引き継ぐことや、海を支える人の教育・育成の方向性として受け止められ、さらに技術革新を通じての海の把握や未知なる海への挑戦につながり、そしてそれらの方向付けにより平和につながり、海の世界の基準設定を推進することにつながっている。こうした方向性に関する議論は、持続可能性目標（SDGs）やSociety 5.0と必然的に結びついて、未来社会における物質循環の基本的倫理モデルを作ることにつながるのかもしれない。かつて私は「海からの視点」をもって陸の問題（人間社会の問題）考えてみることの必要性を説いたことがあった。海洋政策学会に先立つ海洋政策研究会の設立の際に書いた論文である。今、第三期海洋基本計画の「総合的な海洋の安全保障」の私なりの理解と、その論文が結びついたような気がしている。

日本海洋政策学会発足10周年を祝して

小宮山 宏¹
Hiroshi Komiyama

日本海洋政策学会の10周年、誠におめでとございます。私は研究会として発足して3年、学会と名乗ってから3年の計6年間、会長を務めさせていただきました。こうして10周年を迎えられたこと、誠に感慨深いものがあります。

日本海洋政策学会は、2007年の海洋基本法制定を契機とした、我が国の海洋政策に係る取組を支える人々を中心として成り立っております。ご承知のとおり、海洋問題は、環境、気象、資源、漁業、エネルギー、航海、安全保障など様々な分野に幅広く存在し、これらがお互いに関連を持ち、複雑に作用し合っています。そのことを踏まえ、従来の学問分野にとらわれず、広く海洋に関わる人々が参集し、学際的かつ総合的な海洋政策学の確立・深化に資することを目指して設立されたのが、日本海洋政策研究会でした。その後、より一層の活動の活性化を目指して、2011年に日本海洋政策学会と名称を変更して今日に至ります。海洋問題は人類が勝手に定めた境界とは関係なく存在します。その解決には、国際的な取組が不可欠であることから、設立当初から一貫して国際交流を重視し、海洋と人類との共生に貢献することも目的とし、活動を行って参りました。

こうした会員皆様の努力の甲斐あって、2013年学会発足後わずか二年で日本学術会議協力学術研究団体の指定を受けるという、いわば快挙を成し遂げることができました。現在、会員232名・学生12名・法人27社の会員を有するまでに発展しております。

毎年12月に開催されている年次大会は、基調講演に続き、研究発表やパネルディスカッションなどの活発な議論が行われ、海洋政策の学術成果発表の場として定着しています。また、学会誌「日本海洋政策学会誌」の定期的発行、海洋政策をめぐる諸問題に関してテーマを設定した課題研究の推進、日本海事新聞社との共催による「海の日」論文募集、海洋政策セミナーの開催など、精力的に活動が進められています。

これらの活動を通じ、本学会が海洋政策学の普及に貢献していることを初代会長として誠に嬉しく思っております。個人としては、本学会での取組み以外に、総合海洋政策本部における参与会議議長として、第2期海洋基本計画の改定にも尽力させていただきました。この5月には第3期海洋基本計画が総合海洋政策本部にて了承の上、閣議決定されたと伺っています。喜ばしいことです。一方で、当初から課題として指摘させていただいた情報公開や施策のフォローアップ等については、今後更なる取組が必要な状況でしょう。

本学会におかれましては、これらの点も含め、学術的な立場から我が国の海洋政策への提言を行っていただき、具体的な総合海洋政策の確立や新たに導入される政策が適切に展開されるよう、引き続き貢献されることを期待しています。学会会長退任にあたっての講演でも申し上げましたが、会員の皆様には是非、「空間的、時間的、文明的、文化的に俯瞰」する視点に立っていただくようお願いする次第です。

本学会の更なる発展と会員皆様の益々のご活躍を祈念して、私からのお祝いの言葉とさせていただきます。

1 三菱総合研究所理事長／Chairman of the Institute, Mitsubishi Research Institute, Inc.
プラチナ構想ネットワーク会長／President, Platinum Society Network
東京大学第28代総長／The 28th President, The University of Tokyo

学問的基盤としての日本海洋政策学会への期待

武見 敬三¹
Keizo Takemi

海洋政策は、その政策目的を達成しようとする、必然的に多分野を横断する知識と資源を効果的に動員することが求められる。それは自然科学はもとより社会科学をも幅広く含めたものとならざるを得ない。その為に学際的な学問としての基盤を如何に確立するかが、常に本質的な課題として問われることになる。

その意味でこの誠に難しい課題に果敢に挑戦してこられた日本海洋政策学会が、その発足から10年を迎えられた事はなによりも慶賀すべきことと考える。

私は、2006年に超党派の議員と有識者で構成される議連「海洋基本法研究会」の責任者（代表世話人）として海洋基本法の制定に携わった。海洋政策の目的は何か、その目的を達成する為には、いかなる考え方に基づき、如何に関係する府省を束ねてその政策を策定しなければならないのか、縦割り行政が跋扈する政府の政策決定において内閣府総合海洋政策本部にいかにして戦略的に政策を立案する機能を確保するか、立法化されて10年経つにもかかわらず基本法の実施にあたってははまだ試行錯誤の連続である。

海洋政策の策定に当たっては、常に省益のみならず様々な政治力学が働き、政策決定を複雑にする。内閣府総合海洋政策本部における日常の政策決定は、事務局を構成する関係する府省からの出向者により策定される。そこでは、必然的に各府省の意見を積み上げ総合調整することになる。しかし、現実には調整は出来ても総合的に調整するのは極めて難しい。それは、総合するには強力な政治力学に裏打ちされた各府省を包含する多分野横断型の政策概念が共有されなければならないからである。

海洋基本法は、各府省からの積み上げによるボトムアップの政策立案過程に対峙する為に、総理に対する直接の諮問機関である参与会議を設置している。参与会議は、トップダウンの政策決定により海洋政策のあるべき姿を目指し、不必要な利害関係を抜きにして包括的にしかも科学的根拠に基づき戦略的に政策立案することが期待されている。

このボトムアップの政策決定とトップダウンの政策決定が対峙し、内閣府総合海洋政策本部において総合調整されることによって、我国の海洋政策が理想と理念をもって、しかも実現可能なものとなるのが期待されている。しかし、現実の政治力学は圧倒的にボトムアップの政策決定が有利に機能していると言わざるを得ない。

この複雑な政策決定を克服し、我国の海洋国家としての特性を踏まえた海洋戦略を策定するには、多分野横断型の政策概念を作り上げるための多くの学際的研究の蓄積が不可欠である。この学問的基盤なくして、内閣府総合海洋政策本部内にて戦略的な政策立案機能を持つべく設置された参与会議も十分に安定した機能を確保することなど不可能であろう。

それだけに、我国が真に包括的な戦略を持った海洋政策の策定を可能とするために、その学問的基盤を提供する日本海洋政策学会の益々の発展を期待するものである。

¹ 参議院議員／Member, House of Councillors
自由民主党参議院政策審議会議長／Chairman, LDP Policy Board in the House of Councillors

日本海洋政策学会創立10周年にあたって

羽尾 一郎¹
Ichiro Hao

貴会は、海洋の総合的管理、持続可能な開発等に向けた総合的な海洋政策の形成のため、学際的かつ総合的な学術研究の推進及び深化に資することを目的に、平成20年11月に「日本海洋政策研究会」として設立され、平成23年1月に、その活動の範囲を拡大し、現在の名称へと変更されました。

平成19年に制定された海洋基本法に基づき、政府では、これまで2期にわたる海洋基本計画を策定して、海洋に関する諸施策を総合的かつ計画的に推進してきましたが、その歴史とともに、貴会は我が国の海洋政策に対して学術的な観点から常に御意見をいただくなど、政策推進に向けた多大なる御貢献を賜りましたことに深く感謝申し上げます。

昨今の海洋を巡る情勢の変化に加え、海洋基本法施行後10年の総括を踏まえ、本年5月15日に、新たな海洋基本計画（第3期海洋基本計画）が閣議決定されました。第3期計画の策定に当たりましては、貴会からも御提言を頂くとともに、総合海洋政策本部参与会議からの意見書を踏まえて検討が進められましたが、貴会のテーマでもある「持続可能な開発」についても、計画の理念の1つとして、海洋の開発・利用と環境保全の調和や、海域管理の推進を達成していくことの重要性が盛り込まれました。

そして、海洋の安全保障の観点から海洋政策を幅広く捉え、「総合的な海洋の安全保障」として政府一体で取組を推進すること、具体的には、防衛・海上保安体制を強化するとともに、脅威の早期察知等につながる海洋状況把握（MDA）体制の確立や、我が国の領海等の外縁を根拠付ける国境離島の保全・管理を重点的に取り組むこととしています。このほか、メタンハイドレート、海底熱水鉱床、レアアース泥等の更なる海洋資源開発や、洋上風力発電の導入拡大など、海洋の産業利用の促進を図っていくとともに、北極政策を計画では初めて主要施策として位置付け、研究開発、国際協力、持続的な利用を強力で推進していくこととしています。

これらの海洋の主要施策の基本的な方針に基づき、約370項目の海洋施策を定めた本計画の実行性を高めるため、施策ごとに実施府省名を明記するとともに、重点的に進めるとした「MDAの能力強化」を独立項目としています。そして、各施策を着実に推進していくために、総合海洋政策本部が総合海洋政策推進事務局と一体となって政府の司令塔としての機能を果たすこと、PDCAサイクルを活用し、俯瞰的・定量的に把握するための指標を用いた工程管理を行うことも盛り込んでおります。本計画が掲げる「新たな海洋立国への挑戦」に向けて、統合的な形で各施策を、一步一步、着実に実施していく中で、引き続き、貴会の御指導・御鞭撻を賜りながら、その歩みを進めてまいりたいと考えております。

この10周年を通過点に、日本海洋政策学会がますます発展し、我が国及び世界の「海」の発展により大きく貢献されることを祈念し、お祝いの言葉といたします。

1 内閣府総合海洋政策推進事務局・前事務局長／Former Director-General, National Ocean Policy Secretariat, Cabinet Office, Government of Japan

日本海洋政策学会10周年を祝して

宮原 耕治¹
Koji Miyahara

日本海洋政策学会創立10周年誠にありがとうございます。奥協会長はじめ皆様の弛まぬご尽力により創立10年を迎えられましたこと心よりお喜び申し上げます。産業界の立場から、わが国の海洋政策につきまして、私の思うところを述べさせて頂きたいと思います。

わが国の経済・産業の発展は、「海」との関係を切り離せません。現在、年間10億トン（世界の約8%：2017年）にのぼる資源エネルギー、食料、自動車、鉄鋼、電気製品の輸出入などによって日本経済は支えられています。わが国の貿易に占める海上輸送貨物の割合は99.6%（2017年）であり、貿易の大勢を占めています。

私は縁あって政府の総合海洋政策本部参与会議座長として、第3期海洋基本計画の策定に携わって来ました。基本計画につきまして、主要な内容を4点触れたいと思います。

1つ目は、昨今、日本周辺の「海」をめぐる国際情勢は大きく変化して来ており、海の安全保障を更に強化する必要があるという点です。

2つ目は、海洋由来のエネルギー・資源などを中心とした海洋産業利用の促進です。特に、膨大な埋蔵量があるといわれているメタンハイドレードと海底熱水鉱床については、産業化、さらに商業化に至るよう、官民が力を合わせる必要があります。

3つ目は、海洋環境の維持・保全であり、これも大きなテーマです。環境保全の分野において、わが国が国際社会をリードする役割を担い、海の豊かな恵みを地球全体で享受することにも貢献せねばならないと思います。

そして、4つ目に、日本の国民生活や経済活動の維持・発展、また、海洋産業の基盤となる人材育成の重要性を強調したいと思います。わが国は海洋立国を掲げながら、昨今では、若者の「海離れ」もみられます。その為にも海に対する関心を幼少の時から引き寄せ、学校教育の中で海と自分たちの生活や経済との関わりをしっかりと理解してもらうことが重要だと思います。そんな中、平成29年に公示された小・中学校の学習指導要領では、海洋に関連する内容が、教科書に盛り込まれることになり、大きな一歩と考えます。

そして、産業界側は、各企業が、自社で、必要な技術とノウハウを持った人材を育てると共に海洋産業を目指す学生に対して「産業の持つ魅力と明るい未来について」メッセージを発信続けることが最も重要だと思います。

また、祝日「海の日」を、国民こぞって、本来の由来である、「わが国が海の恩恵で経済や産業を発展させてきたことに感謝し、その繁栄を願う日」としたいと思います。ナショナルホリデー（国民の祝日）として「海の日」を持っているのは、世界を見渡しても我が国だけです。「7月の3連休の一日」というのではなく、「海の日」誕生の原点に立ち戻り、7月20日に固定化して欲しいと考えます。

最後に貴学会の益々のご発展を心より祈念して私の御挨拶とさせていただきます。

¹ 日本郵船株式会社相談役／Board Counselor, Nippon Yusen Kabushiki Kaisha

日本海洋政策学会創設10周年を祝して

來生 新¹
Shin Kisugi

日本沿岸域学会会長として、日本海洋政策学会の創設10周年をお祝い申し上げます。

よく10年一昔といいます。10年前の2007年（平成19年）は、4月に海洋基本法が成立し、7月には総合海洋政策本部・本部事務局・参与会議が発足するという、日本の海洋政策の展開に大きな進展があった年でした。その後の海洋基本計画の策定とそれに基づく海洋行政が本年第3期に至るという国内の動きが、この学会の10年の歩みとなって結実しています。

他方で、日本沿岸域学会は、幸いにして、本年創設30周年を迎えることができました。ともに海洋を研究対象とし、学際的な活動をする研究者の集団という点では、海洋政策学会は沿岸域学会と基本的な性格において類似性の高い学会だと言えます。その両学会の周年に20年の差はあるものの、同じめぐりあわせで周年を推移させていくことは、偶然とはいえ、相互に親しみを覚える一要因であるということができましよう。

海洋政策学会は、研究対象が沿岸域学会よりも広く、沿岸域、領海、排他的経済水域、公海のすべてを対象とし、政策に焦点を当てているという意味でも、沿岸域学会とは異なる研究の視点を持つ学会です。研究の空間的な大きさにおいては、海洋政策学会が沿岸域学会を包含し、研究対象の非限定性という点では、逆に、沿岸域学会が海洋政策学会を包含する関係にあるということもできます。しかし、海洋政策が科学的な認識に立脚をしなければならないという意味で、政策学が自然科学・社会科学・工学の研究成果を前提にするという意味では、両学会の研究領域に違いはないとも言えます。

このように、沿岸域学会と海洋政策学会は、違いもありつつ、近似性・同質性が大きく、たとえて言えば、兄弟のような学会同士とって過言ありません。研究領域の重なりもあるが故に、それぞれの学会に所属する研究者も、相当程度に重なりを見せています。わたくしも両学会に籍を置くものの一人です。

幸いにして、この10年の間、両学会はいろいろな意味で連携しあい、協力してまいりました。海はあらゆるものの母に例えられる存在です。母なる海を共にする両兄弟学会が、今後ますますその活動を盛んにし、それぞれに足りないものを補い合い、刺激しあって、日本の学際的な海洋研究が一層の豊かな成果を生み出して行かねばなりません。海洋政策学会の次の10年のますますのご発展を祈念して、沿岸域学会からのお祝いの言葉といたします。

¹ 放送大学学長／President of the Open University of Japan
日本沿岸域学会会長／President of Japanese Association for Coastal Zone Studies

「海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の
促進に関する法律案」の紹介、その意義と展望の検討

An Introduction and Evaluation of a Bill for 'Promotion of Special Sea Areas Use
for Power Generation of Electricity Using Renewable Energy'

來生 新¹

Shin Kisugi

本稿は第196国会において審議未了で廃案となった「海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律案」の概要を紹介し、その意義を評価し、今後の展望を検討するものである。この法案は、これまでわが国の一般海域の利用に関して、国のコントロールが全く及ばなかった状況を改め、国のコントロールを及ぼす制度の導入を致した。この法案が導入しようとした一般海域をコントロールする制度は、基本方針の策定、海洋再生可能エネルギー発電整備促進区域の指定、公募占用計画の認定という一連の手続きからなる。これは一般海域における新たな行為規制法の形式をとりながら、実質的には今後の一般海域における漁業と他の利用の間の利害関係の調整の一般的ルールとなりうる意義を持つ。不幸にして第196国会では廃案となったが、この法律の一刻も早い制定を望むものである。

キーワード：一般海域、再生可能エネルギー、発電設備、洋上風力発電、海洋再生エネルギー発電整備促進区域

This article introduces an outline of a bill which failed to pass and was dropped during the 196th Diet session, and evaluates the system that the bill tried to enact. In Japan, there are many sea areas called 'Ippan Kaiiki'. Ippan Kaiiki are sea areas where no national acts control human activities. The bill tried to introduce a new legal system to coordinate the conflicts of interest between fishery, marine transportation, and the generation of electricity using renewable energy, within the same sea area. The new system is composed of procedures for the establishment of national guidelines, promotion of the designation of special sea areas for the generation of renewable energy, and open recruitment of an exclusive user for the designated sea area. The bill, unfortunately, failed to pass and was dropped during the last Diet session. However, the new system that the bill tried to introduce is expected to be a substantially workable coordination measure to solve the conflicts of interest between fishery and other industrial uses of Ippan Kaiiki sea areas. I hope that the bill will be enacted as soon as possible.

Key words: Ippan Kaiiki sea area, renewable energy, facilities for electricity generation, offshore wind power system, promotion of special sea areas use for power generation of electricity using renewable energy

1 放送大学/The Open University of Japan

原稿受付日：2018年8月30日、受理日：2018年8月30日

大陸棚境界画定紛争の解決における大陸棚資源開発権の意義

Analysis of Oil and Gas Exploitation in Settlements of
Continental Shelf Delimitation Conflicts大河内 美香¹

Mika Okochi

本稿の目的は、大陸棚境界画定紛争の解決のために、大陸棚資源開発権をめぐる紛争の原因と解決要因を考察して境界画定紛争の解決における大陸棚資源開発権の意義を明らかにすることにある。境界画定紛争に関する先行研究は、海洋法条約 83 条の規定に基づき、沿岸国間の合意又は国際裁判において適用される境界画定準則の考察に重点が置かれてきた。本研究では、沿岸国と事業者の資源開発契約、ユニタイゼーション合意、エネルギー憲章条約におけるエネルギー輸送と通過の自由の考察を通じて、大陸棚資源開発権の内容を明らかにする。遠隔海域と大水深の大陸棚資源開発は、パイプラインとともに海上輸送への依存度が高く、浮遊式生産貯蔵積出設備、シャトル・タンカー、支援船等の高度な運航技術を用いて実現されている。かかる資源開発は国際法規及び国内法令の規制によっても実現されている。本研究は、国際条約、国家と事業者の資源開発協定、ユニタイゼーション合意等、大陸棚資源開発に関連した諸合意の内容から、大陸棚境界画定紛争の原因と解決要因を探究した。考察の結果、大陸棚資源開発権の内容の拡充を認め、かかる権利内容が、大陸棚境界画定紛争の解決に影響することを確認した。

キーワード：石油開発、紛争解決、大陸棚、輸送、パイプライン

The purpose of this study is to analyse disputes over the delimitation of continental shelves by examining sovereign oil rights. Previous research has been limited to specialized topics such as the judicial principles of delimitation of continental shelves. This study aims to augment the extant literature by considering concession and unitization agreements, Caspian Sea Pipeline agreements. Maritime transportation is the main method of conveying seabed oil and natural gas from drilling platforms to ports and surrounding areas. Because seabed resources are located far from land and must be transported through navigational routes, ensuring the safety of tankers at sea is crucial. Additionally, the maritime transportation system has become increasingly important due to deep water drilling, which makes use of the Floating Production, Storage and Offloading system and shuttle tankers – as much as pipelines – for transporting oil. Consequently, international and domestic legal schemes to regulate oil exploitation on continental shelves have been developed. This study, therefore, aims to specify the causes of and needs for dispute settlement in oil exploitation and the delimitation of continental shelves. It will consider the legally binding multilateral treaties applied to oil exploitation, shipping, and navigation; domestic legal regulations on oil exploitation; and the changing sovereign rights of coastal states. In conclusion, domestic regulations by coastal states should be implemented in order to prevent disputes among those states as a result of oil exploitation on continental

¹ 東京海洋大学/Tokyo University of Marine Science and Technology, Faculty of Marine Life Science, Department of Marine Policy and Culture

原稿受付日：2018年5月6日、受理日：2018年6月26日

持続可能な開発目標14(海洋)達成に向けた施策に関する国際動向と 主要国における施策実施状況の比較分析—日仏米を例として—

Comparative Analysis on International Trends and Implementations of Three Major Countries towards the Sustainable Development Goal 14: Japan, France and U.S.A.

藤井 麻衣¹、前川 美湖¹、樋口 恵佳²
Mai Fujii, Miko Maekawa, Eka Higuchi

2015年9月に国連で採択された持続可能な開発目標(SDGs)達成のための施策が各国で実施され始めている。本稿では、目標14「持続可能な開発のための海洋・海洋資源の保全と持続可能な利用」(Goal14)に関して、施策の国際動向と主要国(日本、フランス(EUとしての施策を含む)、米国)における施策の実施状況を検討し、比較分析を行う。国連における追跡調査(フォローアップ)及び点検(レビュー)の状況や各国のGoal14の実施状況に鑑みれば、上記3か国を含め、先進国・途上国ともにGoal14達成に係る課題が山積しており、さらなる施策の実施に向けた継続的取組が必要である。また、施策を効果的に実施し、Goal14を実現するためには、各国の達成状況を定量的に把握することが重要である。

キーワード：持続可能な開発目標(SDGs)、Goal14、海洋ガバナンス、海洋政策

Since the United Nations General Assembly adopted the Sustainable Development Goals (SDGs) in September 2015, primary attention has shifted to their implementation. This paper aims to examine international trends and the implementation of national policies regarding Goal 14, which states: 'Conserve and sustainably use the oceans, seas and marine resources for sustainable development', in Japan, France (which includes measures by the European Union), and the United States of America. In addition, it aims to compare how Goal 14 is currently being implemented in these countries. Judging from the UN's examination and review of the current situation and the achievements of these countries and the region, it is necessary for both developed and developing countries to overcome various challenges and continue making efforts for further implementation of Goal 14. A better quantitative assessment of strategies by respective countries should lead to effective implementation and achievement of Goal 14.

Key words: Sustainable Development Goals (SDGs), Goal14, ocean governance, ocean policy

1 笹川平和財団海洋政策研究所／The Ocean Policy Research Institute, The Sasakawa Peace Foundation

2 東北公益文科大学公益学部／Tohoku University of Community Service and Science, Department of Community Service and Science

原稿受付日：2018年5月6日、受理日：2018年10月24日

洋上風力発電、放置艇対策等の推進に資する 海域管理法令の整備の現状と課題について

A Study on Coastal Zone Management Regulation in Terms of Promoting the Construction of Offshore Windfarms or Execution of Disposal of Discarded Pleasure Boats

諏訪 達郎¹

Tatsuro Suwa

海域利用に関する合意形成を図る上で、当該海域の範囲、管理者、規制内容の把握は重要である。現在、日本において、港湾区域等個別の海域を管理する法令は制定されているが、一般的に沿岸域における海域の管理権を規定した法令は制定されていない。本稿では、洋上風力発電施設の設置、放置艇対策の実施の事例を取り上げ、現状の海域管理に係る法令を整理するとともに、法令がどのように運用されているか北九州港、鹿島港、広島県沿岸を対象に現地調査を行った。更に、洋上風力発電施設の設置を円滑化すべく、2016年に施行された改正港湾法による長期間にわたる公募占用許可制度の創設、一般海域における新たな公募占用許可制度に係る法案（2018年3月国会提出）を踏まえ、現状の法令で十分に対応しきれない事案への対応等、今後の法令の整備に当たってどのような課題があるか考察を行った。

キーワード：洋上風力発電施設、放置艇対策、一般海域、水域占用許可制度

To develop a consensus on ocean use, it is important to grasp the scope, administration, and specific regulations of the ocean. Currently, the Japanese coastal zone administrative legislation only covers specified areas such as ports and harbour areas, and the legislation that regulates the administration of coastal zones is yet to be drafted. This article begins by providing an overview of the current legislation related to the construction of offshore wind farms and the destruction of discarded pleasure boats; this is followed by details of field research conducted in Kitakyushu port, Kashima port, and the coastal zone of Hiroshima prefecture. This article examines the new legislation that has been established to promote the construction of offshore wind farms by enabling the long-term occupation of specific water zones in port and harbour areas (2016, Amendment of Port and Harbor Law) and coastal zones of the ocean other than specified administered areas (draft of the new legislation submitted to the Diet in March 2018). It thus provides an evaluation of how to manage cases that are not covered by present legislation. Furthermore, the research analyses the challenges in developing and establishing further legislation.

Key words: offshore windfarm, execution of disposal of discarded pleasure boats, coastal zone of ocean other than specified administered area, legal permission to occupy specific water zones

¹ 政策研究大学院大学 / National Graduate Institute for Policy Studies, Japan

原稿受付日：2018年5月6日、受理日：2018年6月26日

有事における海上貿易交通に関する一考察
— 用船契約と海上保険の観点から —

A Study of Overseas Marine Transportation in National Emergency:
from the Viewpoints of Charter Party and Maritime Insurance

吉野 慎剛¹
Shingo Yoshino

平和安全法制で武力攻撃事態と定義される安全保障上の直接的な有事において、日本の国民生活の生命線を担う海上貿易交通は、海戦法規、船員雇用、又は運航関連の契約その他の面で平時とは異なる制限を受ける。国際海運はあらゆる点において国際化を深めており、日本商船隊も例外ではない。本稿では運航関連の基幹的な契約である用船契約と海上保険の観点から、そのような有事での海上貿易交通に対して想定される制限を検討する。制限の根拠として、用船契約では戦争条項を始めとする幾つかの規定が、海上保険では再保険システムに起因する解除規定と自動終了規定とが指摘される。これらは、商船の運航に関わるプレーヤーの多国籍化と経済性の追求を推進してきた現代の国際海運の構造的な問題であって、一国で抜本的な解決ができる訳ではない。しかし、海上貿易交通の制限や中断のリスクを低下させるために、日本政府は、そのような有事でも効力を発揮する用船契約の検討や国営再保険制度の準備を平時からしておくことが望ましい。現時点では、そのような有事において、日本商船隊が日本国民の生命線を維持するための運航を継続できる保証はない。

キーワード：有事、武力攻撃事態、日本商船隊、海上交通、用船契約、海上保険

In situations of national emergency, specifically during an 'armed attack', overseas marine transportation saving the lives of Japanese people is subject to wartime restrictions. The rules of naval battle apply, alongside seafarers' employment contracts or other contracts in force during the term of the ship's operation. Shipping trade in the modern world, including in Japan, has been internationalising progressively on all sides. This paper aims to study the restrictions imposed during an armed attack from the perspectives of charter party (CP) and maritime insurance as key contracts governing shipping operations. Wartime clauses and specific provisions in CP, as well as the cancellation rule and automatic termination rule based on the reinsurance system in maritime insurance form the basis of such restrictions. There are structural problems in the modern shipping trade system that encourage the pursuit of multinationalisation and economic efficiency, and may lead to issues that may be difficult to settle unilaterally. However, Japan should study wartime-CP, and prepare appropriate government reinsurance schemes to diminish the risk of reduction or suspension of marine transportation in advance during peacetime. Currently, there is no guarantee that the Japanese merchant fleet will save the lives of Japanese people during an emergency.

Key words: emergency, armed attack situations, Japanese merchant fleet, marine transportation, charter party, maritime insurance

¹ 東京海洋大学大学院海洋科学技術研究科 / Graduate School of Marine Science and Technology, Tokyo University of Marine Science and Technology

原稿受付日：2018年5月2日、受理日：2018年6月26日

日本海洋政策学会誌投稿規程

1. 投稿の原則

- 1.1 投稿原稿は、その内容が日本海洋政策学会の活動に相応しい内容であること。
- 1.2 投稿者は原則、本学会会員に限る。但し、編集委員会が認めた者についてはこの限りではない。
- 1.3 掲載された論文等の著作権は、著者から本学会に譲渡される。転載許可が必要な図表を用いる場合は、著者の責任で転載許可を取る。
- 1.4 投稿原稿は和文または英文に限る。
- 1.5 著者は、執筆要領に従って作成した原稿ファイルをEメールに添付して事務局宛に提出すること。査読の結果受理された場合には、あらかじめ最終原稿ファイルを送信すること。
- 1.6 投稿された原稿は返却しない。
- 1.7 投稿料は無料とする。ただし、カラーページについては実費を執筆者負担とする。

2. 投稿原稿の体裁

2.1 原稿の種類と定義

投稿原稿の種類は、論文、研究ノート、報告、解説、展望、その他とする。

- (1) 論文
海洋政策の基礎となる、あるいは海洋政策に関係する研究成果をとりまとめたものであり、独創性、信頼性があり、学術的価値のある内容で完結した原著研究報告。
- (2) 研究ノート
海洋政策研究に貢献するアイデア、資料、事例等の解析。
- (3) 報告
調査、観測、災害事例、集会等に関する報告。
- (4) 解説
特定の主題について広範な読者を対象として解説したもの。
- (5) 展望
特定の主題について将来の展望をまとめたもの。
- (6) その他
本学会が特に掲載を認めたもの。

2.2 原稿の長さ

原則として論文、報告、解説については、図、参考文献を含めて刷り上り20頁以内、研究ノート、展望については同10頁以内とする。なお、B5版刷り上り1頁は、1,200字である。

2.3 原稿の書き方

原稿の書き方は執筆要領に従うこと。

日本海洋政策学会誌 第8号

2018年11月

編集：日本海洋政策学会編集委員会

発行：日本海洋政策学会

〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-15-16

笹川平和財団ビル6階

(公財) 笹川平和財団 海洋政策研究所気付

TEL & Fax：03-6457-9701

mail：office@oceanpolicy.jp

url：http://oceanpolicy.jp

2018年11月 ©2018 日本海洋政策学会

ISSN：2186-3954

Journal of Japan Society of Ocean Policy

No.8

(November 2018)

Special Issue for the 10th Anniversary of Japan Society of Ocean Policy

Contents

Foreword: Future Order of Ocean and The Third Basic Plan on Ocean Policy Naoya Okuwaki	4
Congatulatory Remarks	
Hiroshi Komiyama	9
Keizo Takemi	10
Ichiro Hao	11
Koji Miyahara	12
Shin Kisugi	13
An Introduction and Evaluation of a Bill for 'Promotion of Special Sea Areas Use for Power Generation of Electricity Using Renewable Energy' Shin Kisugi	14
Analysis of Oil and Gas Exploitation in Settlements of Continental Shelf Delimitation Conflicts Mika Okochi	29
Comparative Analysis on International Trends and Implementations of Three Major Countries towards the Sustainable Development Goal 14: Japan, France and U.S.A. Mai Fujii, Miko Maekawa, Eka Higuchi	49
A Study on Coastal Zone Management Regulation in Terms of Promoting the Construction of Offshore Windfarms or Execution of Disposal of Discarded Pleasure Boats Tatsuro Suwa	71
A Study of Overseas Marine Transportation in National Emergency: from the Viewpoints of Charter Party and Maritime Insurance Shingo Yoshino	82
Summary of the 9th Annual Meeting	94
Editorial Note Atsuko Kanehara	96
